平成24年度　事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	屋外広告物事務													継続
コード	59	－	23	－	03	－	00	予算事業名	屋外広告物事務					
担当部署	都市計画部		都市景観課		都市景観担当			予算事業コード	会計	10	款	08	項	04	目	02

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け　位置付けなしの場合

法令による実施義務　一部義務

基本目標(章)	3章	人と環境にやさしい快適な基盤を備えた魅力あるまち	根拠となる法令、条例等	屋外広告物法 川越市屋外広告物条例
方向性(節)	1節	都市の魅力の創出		
施策	4	景観に配慮したまちづくり	個別計画等の名称	なし
細施策	4	屋外広告物の適正化		

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	市内全域を対象に、良好な景観の形成若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために実施する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に係る許可 市民ボランティアによる違反広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板等)の除却

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		4,662	3,156	2,821	2,724	2,338	
事業費	A	3,509	2,732	2,289	1,987	2,300	2,300
人件費	B	4,716	6,290	7,400	7,770	7,400	7,400
総コスト(C＝A＋B)		8,225	9,022	9,689	9,757	9,700	9,700
正規職員(1年間の従事人数)		0.60人	0.85人	1.00人	1.05人	1.00人	1.00人
臨時職員(1年間の従事人数)		0.30人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金	D						
その他特定財源	E	2,002	1,393	905	1,917	1,400	900
市の財政負担(＝C－D－E)		6,223	7,629	8,784	7,840	8,300	8,800

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

成果	:中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	許可申請件数	件	116	145	120	139	屋外広告物の許可申請件数
成果	申請手数料	千円	2,002	1,393	905	1,917	屋外広告物の許可申請手数料
活動	簡易除却数	枚	10,721	10,273	8,434	9,433	市民ボランティア等による簡易除却による除却枚数

中心指標の考え方	本事業は活動指標を中心に評価しつつ、成果指標については、法令の主旨に沿って実施していく。
指標に基づく評価	許可件数については、ほぼ横ばいで推移している。ただし、許可件数が増えるということは屋外広告物行政として適正との判断もある一方、広告物が多いということは、景観の観点からは好ましくない場合もあり、指標数値による評価は難しい。 簡易除却数については、ピーク時の2割程度に減っており、簡易除却を市民と協働で行ったことによって違反広告物の大幅な減少につながった。

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況

有効性に課題　公平性に課題

許可については、申請主義であるため対象物件がもれなく申請されているわけではないのが現状である。
許可基準については、色彩にあっては定量的な規制となっていないことから現状としては景観上有効性に欠けることが課題である。
電柱等に掲出されるはり紙、はり札、広告旗、立看板等については、市民ボランティアによる簡易除却の効果により、違反物件が大幅に減少している。

(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

関東甲信越屋外広告物協議会(行政会議)での議論からは、どの行政庁も似た課題を抱えている状況である。(行政規模によるので、数値での比較は難しい。)
簡易除却については、他の行政庁と比べても電柱等への違反広告物の掲出はかなり少ないと思われ、その効果は大きいと考える。

(3) 事業を廃止・縮小したときの影響

許可申請については、法を根拠としているため廃止・縮小という概念はない。
簡易除却については、廃止・縮小に伴い違反広告物の掲出が増加する可能性がある。

(4) 所属長自己評価(今後の方向性)

改善(見直し)

許可基準については、現行条例が現在の社会情勢や広告物の表示方法又は景観に対する市民感覚をふまえた場合、必ずしも適当とは言えないことから、見直しについて検討をしていく時期と考えられる。景観計画と連携した許可基準の設定など、他法令と併せて改善を図っていくとともに、市民との協働事業については今後も継続していくこととする。